

明治期、鍼灸師の居た所

柴田 泰治

順天堂大学大学院 医学研究科博士後期課程

江戸時代、鍼灸師と漢方医はともに医療の中心にあったが、明治維新後、政府による西洋医学中心の医療制度設計がなされ、特に教育制度、開業試験制度から東洋医学は除かれた。東洋医学のうち漢方医は、漢方だけの教育・試験を受けて新たに漢方医となる道は閉ざされたものの、従来開業している漢方医は開業が認められた。また、新たに漢方医となる場合も、西洋医学の教育を受けて西洋医として免許を得れば漢方の治療を行うことは可能であった。漢方医は教育・開業試験制度からは除かれてしまったが、漢方治療が医療の中に残る方法はあったといえる。

鍼灸師はどうだったのであろうか。明治7年に東京、京都、大阪に達せられた「医制」においては、鍼灸治療は医師の指示の下でなければ施術をしてはならないとされ、鍼灸師による独自の判断での施術の禁止を意味していた。これは鍼灸師の独立開業を困難にする内容であるといえるが、コメディカル、パラメディカルとして医療に組み込まれるようになるという設計がされていたように見受けられる。「医制」がどの程度運用され、実効性を持っていたかは議論のあるところではあるが、地域によって鍼灸業を行うものに対する取り締まりの方針なども示されたことから、おそらく政策上は医師の指示なく治療を行う開業鍼灸師は認めない方針であったと思われる。

その後、市井で開業している鍼灸師・鍼灸治療院はどうなったのか。「医制」公布から後に鍼灸あるいは鍼灸師・鍼灸治療院が一斉に姿を消したとは考えにくい。医学諸制度や内務省衛生局や文部省の報告からは鍼灸の記載がなくなり、医療制度や病院の中に鍼灸治療が取り込まれたといった様子もなく、どのような状況にあったかは定かではない。

明治18年に「鍼術、灸術営業差許方」により、過去の修行履歴により相当と認められれば鍼灸術の営業が許されることとなり、その運用は県単位で行われ、被許可者には鑑札が発行された。東京府の規則を例にとれば、施術も、医師の承諾が全面的に必要なものではなく、承諾が必要なのは医師が治療中の患者にのみ限定された。鑑札の申請に際しても、特に教育や試験合格の要件はなく、過去の修行履歴、開業履歴で申請できた。この「鍼術、灸術営業差許方」における鍼灸の規制方針は、教育制度や免許制度を整えつつあった西洋医学の各資格（医師、助産師、薬剤師）とは異なる方向性のものと評価でき、むしろ江戸時代の医師制度・徒弟制度に戻ったかのような印象すらある。

この背景にあるものは一体何か。一因としては、歴史的に鍼灸師の居た所が、西洋医学の医療職とは異なる場所であったことが考えられる。

明治20年ごろからは視覚障害者向け教育機関において鍼灸教育が行われるようになった。これは特に視覚障害者の生活のための職業教育であり、歴史的に見てもあん摩、鍼灸には盲人が多かったことが背景にある。一時は医療制度に取り込まれようとしていた鍼灸が、営業免許という形で少し別の道を進み始めたことは、歴史的に見て鍼灸施術者は視覚障害者が多いという事情が関係していると推察できる。

「医制」が発せられてから40年近く経った明治44年に、「鍼術灸術営業取締規則」が制定され、試験の合格、または所定の学校の卒業後に免許・鑑札を受けることで開業できることとなった。試験受験の要件は、所定の学校の卒業とともに4年以上（盲人は2年以上）の修行履歴であったことから、教育面ではいまだに徒弟制度のような色彩を残しているが、少なくとも所定の学校の卒業、または試験の合格という開業の要件は、現行鍼灸師制度を予感させる。